

全柔連発第24-0608号
2025年3月13日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔 公 印 省 略 〕

月経による出血が柔道衣に付着していることが目視できた場合の対応方針について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟審判委員会では、国内大会における「月経による出血が柔道衣に付着していることが目視できた場合」への対応方針を新たに作成いたしました。

現在、国際柔道連盟試合審判規程には「止血」に関する取り決めはありますが、本件に対する明確な取り決めがありません。そこで、本連盟として国内大会では下記の対応を実施することといたしました。

各所属団体におきましては、周知徹底のご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

月経による出血が柔道衣に付着していることが目視できた場合、原則として柔道衣の破損に準じて取り扱い、以下の手順で対応する。

1. 選手的意思確認
 - 試合継続の可否を確認する
 - 特に、替えの下着や生理用品の準備状況を確認する
2. 柔道衣（下着を含む）の交換
 - 柔道衣に関しては、規程のサイズであれば、選手個人所有のものにかかわらず交換を認める
3. 更衣時の対応
 - 試合場から更衣場所までは、同性の審判員、女子係など役員が帯同すること
 - 同性の役員が不在の場合、同性の関係者がこれに代わるものとするが、選手の所属外の関係者であることが望ましい
 - ただし、特に若年の選手では月経への対処能力に差があるため、保護者の帯同など大会ごとの柔軟な対応を認める
4. 複数回の交換
 - 試合成立を優先し、柔道衣の交換は何度でも認める
 - ただし、大会進行への影響に留意する
5. 交換の判断
 - 進行中の試合においては、原則として審判員が付着の程度により交換の可否を判断する
 - 次戦がある場合は、次戦までに交換することが望ましいが、部分的・応急的な洗浄により目視ができない程度に至った場合は、審判員が確認したうえで同じ柔道衣でも出場可能とする

なお、上記2～5については、対戦相手の柔道衣に付着した場合も同様とする。

以上

【問い合わせ先】

公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課
電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp